

栄養管理室よりお知らせ

厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養の費用（入院中の食事代）に関する改定がありました。これに伴い令和8年6月1日より下記の通りに負担金が変わります。ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。



		現行		改定後
自己負担 (1食あたり)	総額 (1食あたり)	690円	+40円 →	<u>730円</u>
	一般所得者の場合	510円	+40円 →	<u>550円</u>
	住民税非課税世帯の場合	240円	+30円 →	<u>270円</u>
	住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	110円	+20円 →	<u>130円</u>

